

健衛発0314第1号
平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課



「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について

この度の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、死体を埋火葬するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死亡届等を受理した市町村長の発行する埋火葬許可証を受ける必要がありますが、今回の地震災害による死亡者が極めて多数であること、交通事情も混乱していること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等の事情から、埋火葬許可証の発行を待っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあります。このことについては、既に平成23年3月12日健衛発0312第1号（別紙参照）により、都道府県に対し必要に応じ当課に相談いただくようお願いしておりましたが、関係の都道府県から墓地埋葬法の特例措置についての検討要請があったことを受けて、また、今回の地震災害の発生に伴う事態の重大性と緊急性に鑑み、阪神・淡路大震災の際における対応を参考に、埋火葬許可証の発行に関して、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

1. 市町村が埋火葬許可証に代わる証明書を発行する方式について
 - (1) 今回の地震災害に伴う緊急事態により、通常の手続に従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、申請を受けた市町村は、速やかに埋火葬許可証に代わる証明書（以下「特例許可証」という。）を発行すること。
 - （例） 埋火葬許可証の迅速な発行が困難となる場合
 - ・ 死亡届を受理したものの、受理した市町村の担当部局が混乱しているため、埋火葬許可証の発行に必要な戸籍等による確認作業を実施することが困難な場合
 - ・ 死亡者に係る死亡届を市町村長が受理した後に、遺族が遺体を他の市町村に搬送し、そこで埋火葬許可証を申請した場合
 - (2) 市町村は、特例許可証を発行するに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。また、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。
 - (3) 墓地及び火葬場においては、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施し、特例許可証に埋火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを埋火葬を求めた者に返還すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、特例許可証を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。
2. 1による市町村の対応が困難な場合における墓地及び火葬場における対応について
 - (1) 1による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、墓地及び火葬場に直接、埋火葬の申出があったときは、墓地及び火葬場の管理者は、速やかに埋火葬を実施すること。
 - (2) 墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬を行うに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台

帳を整備すること。

- (3) また、当該墓地及び火葬場の管理者は、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとるとともに、特例的に埋火葬を行った旨の証明書を申請者に交付すること。
- (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、(3)の証明書を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 特例許可証等の様式について

今回の特例措置により市町村が発行する特例許可証、申請者から徴収する誓約書、墓地及び火葬場の管理者が発行する証明書については、いずれも厚生労働省から統一的な様式は定めないので、様式については、各都道府県等におけるそれぞれの状況に応じ、適切に対応されたい。

なお、特例許可証の様式については、火葬許可証の様式に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すこと等の方法により対応しても差し支えない。

(2) 特例許可証等に係る台帳について

今回の特例措置により市町村が整備すべき特例許可証に係る台帳については、特例許可証に係る特別の台帳を別途整備する方法による他、特例許可である旨を明記して既存の埋火葬許可証に係る台帳に記入する等の方法によっても差し支えないこと。

また、墓地及び火葬場の管理者が整備すべき証明書に係る台帳についても同様である。

(3) 特例許可証による焼骨の埋蔵について

今回の特例措置は、東北地方太平洋沖地震により生じた事態が、墓地理葬法の予定しない特殊な状況であったことに鑑み、死体の腐敗等による公衆衛生上の危害の発生を未然に防止する観点から、緊急避難的対応として実施した措置であることから、すでに死体を埋火葬した後は、こうした緊急事態は一定の収束を見るものと解している。したがって、現在の混乱状況が解消した段階で墓地理葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋蔵を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋蔵までを行うことを意味するもの

ではない。

4. 特例措置を実施すべき範囲と期間について

- (1) 1及び2の特例措置の対象となる死体は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東北地方太平洋沖地震について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者であることが確認できるものとする。

- (2) 1及び2の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特例措置の廃止を連絡するまでの間とすること。

健衛発0312第1号

平成23年3月12日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた
遺体保存、遺体搬送、火葬体制の確保等について

- 1 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の被害を受けた地域においては、遺体を保存するための柩及びドライアイス、遺体の搬送並びに火葬体制の確保が重要となります。今後、被害を受けた都道府県において都道府県内市区町村からこれらについて応援要請を受けた場合、都道府県内市区町村、近隣県等と連携を図って対応するようよろしく願いいたします。また、近隣県等から応援要請を受けた都道府県においても、できる限りの協力を行うようよろしく願いいたします。
- 2 被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理(①戸籍確認をすることなく、死亡診断書又は死体検案書の確認により発行した特例許可証に基づき火葬を行う。②前記特例許可証による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、火葬場に直接火葬の申出があった遺体について、死亡診断書又は死体検案書を確認した上で火葬を行う。①②はいずれも阪神淡路大震災の際に認めた事務処理である。)を行うことについて検討するので、必要に応じて当課に相談してください。
- 3 被災都道府県においては、死亡者数、火葬場の被災状況、火葬場の利用状況その他の広域的な火葬に必要な情報について、適宜の方法により当課へ提供されるようよろしく願いいたします。

<本件の担当者等>

厚生労働省健康局生活衛生課 奥田・吉高

電話：03-3595-2301(直通)

ファックス：03-3501-9554

メール：okuda-yukio@mhlw.go.jp(奥田)

yoshitaka-tooru@mhlw.go.jp(吉高)

墓地、埋葬等に関する法律の埋火葬許可証の取扱い等について

健康局生活衛生課

	通常時の対応	特例措置① (阪神、淡路大震災の際に講じた特例に関するものを追加)	特例措置② (阪神、淡路大震災の際に講じた特例に埋葬に関するものを追加)
手続き規定	<p>○埋火葬を行おうとする者は死亡の届出を受理した市町村長の許可を受けなければならない。(墓地、埋葬等に関する法律第5条)</p> <p>○市町村長は、埋火葬の許可を与える時は、埋火葬許可証を交付しなければならない。(墓地、埋葬等に関する法律第8条)</p> <p>○墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬許可証を受理した後でなければ埋火葬を行ってはならない。(墓地、埋葬等に関する法律第14条)</p>	<p>○死亡の届出を受理した市町村のみならず、遺体現存地の市町村においても特例許可証を発行。</p> <p>○死亡診断書又は死体検案書の提出を前提として特例的な許可証を発行。</p>	<p>○特例許可証の発行を待たずに墓地又は火葬場に直接埋火葬の申し出があった場合でも、死亡診断書又は死体検案書の提出を前提として速やかに埋火葬を実施。</p> <p>○あらかじめ、墓地又は火葬場の管理者に証明書の発行を求め、事後の埋火葬許可証の申請に添付。</p>
留意事項	<p>墓地、埋葬等に関する第5条及び第14条に違反した者は、1,000円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(墓地、埋葬等に関する法律第21条)</p>	<p>阪神、淡路大震災時は、「刑法に規定される緊急避難の法理(第37条)に基づき違法性は阻却されるもの」と厚生省が判断し実施。</p>	<p>同左</p>
様式記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡者本籍、住所、氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 死因 5. 死亡年月日 6. 死亡場所 7. 火葬場所 8. 申請者住所、氏名、死亡者との続柄 	<p>同じ(様式は特段規定しない) ※追加して、適法な埋火葬許可証を後日とする旨の誓約書を申請者からとる。</p>	<p>同左</p>
措置の理由		<p>・埋火葬許可証の発行が困難である恐れがあること。 ・本籍地への身元確認のための照会が困難となる恐れがあること。(戸籍等による身元確認は埋火葬許可の要件とはなっていないため、弾力的運用を行うにすぎない。) ・遺族が死亡届のみ現地市町村に提出し、これが受理された後に遺体を他都道府県に移動し、そこで埋火葬許可証の発行を請求する事態が予想されること。</p>	<p>関係の市町村が機能不全に陥るなどにより、特例措置①の対応によってもなお対応が困難で、公衆衛生上の危害が発生する恐れがあるため</p>

(参考)

※ いずれの場合においても、死体に対する礼意をもって処理することが必要である。